

千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正理由

行政手続等における押印見直し方針（令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号）に基づき押印廃止等を行う。

2 改正内容

下記様式の借受人（借受人の相続人）の押印欄及びそれに関する記載を廃止する。

- （1）大学退学届（第5号様式）
- （2）修学資金貸付辞退届（第6号様式）
- （3）大学休学（停学）届（第7号様式）
- （4）大学復学（停学期間満了）届（第8号様式）
- （5）臨床研修開始等届（第9号様式）
- （6）臨床研修中断等届（第10号様式）
- （7）借受人死亡届（第11号様式）
- （8）医師業務従事開始届（第12号様式）
- （9）修学資金返還免除申請書（第14号様式）
- （10）修学資金返還猶予申請書（第15号様式）
- （11）延滞利子減免申請書（第16号様式）
- （12）現況報告書（第18号様式）
- （13）氏名（住所）変更届（第20号様式）

3 施行期日

令和4年3月1日